

東温高校計算実習用パソコン学習システム賃貸借契約 仕様書

1 業務名

東温高校計算実習用パソコン学習システム賃貸借契約

2 業務の目的

現在設置している計算実習室のパソコン学習システムを撤去し、新たなパソコン学習システムに更新することで、授業内容及び授業効率の向上を図る。

3 業務内容

- (1) パソコン並びに周辺機器及び設置に必要な付属品一式の賃貸借（リース）
- (2) パソコン並びに周辺機器及び設置に必要な付属品一式の取替作業（既設設備の撤去及び廃棄物の処分を含む）
- (3) 賃貸借設備の維持管理（パソコン等の補修・交換等）

4 賃貸借期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間（60箇月）とする。

5 対象施設

愛媛県立東温高等学校計算実習室（愛媛県東温市志津川960番地）

6 更新の対象設備

パソコン学習システム 一式

7 仕様等

別紙のとおり

10 維持管理

- (1) 受注者は、パソコン設備の設置後から賃貸借期間終了までの間、パソコン学習システムが正常な状態で使用できるよう以下のとおり維持管理すること。
- (2) 賃貸借期間中の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において速やかに交換又は補修を行うこと。
- (3) 受注者は、自然災害等によるパソコン設備の不具合を補填するため、保険（動産総合保険等）に加入すること。また、パソコン設備に不具合が生じた場合は、動産総合保険等を適用し、速やかに交換・修繕等の処置を行うこととする。ただし、保険金の支払金額で修繕費が不足する場合は、受注者負担とすること。なお、保険価

額は時価額とする。

- (4) 保険適用外事項（恒常的な雨漏り、地震、テロ等）によりパソコン設備に不具合が発生した場合の修繕の費用負担は、損害等の状況を確認し、発注者及び受注者で協議の上決定することとする。保険適用範囲外の交換・修理等の費用については、双方協議して決定すること。
- (5) 受注者は、パソコン設備の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊急連絡先等を記載した保守管理体制を発注者に書面で届け出ること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ届け出ること。

11 その他

- (1) 受注者に課した業務を実施するうえで、作業内容が法令等の定めるところによる有資格者でなければこれを実施できないものについては、受注者は当該作業に必要な資格を有する者を選定し、その作業にあたらせるものとする。
- (2) この仕様書の定めがない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（（電気設備工事編）平成31年版）及び公共建築設備工事標準図（（電気設備工事編）平成31年版）等を参考とし、発注者・受注者双方協議の上決定する。